

アイヤディガルについて¹⁾

正信 公章

タミル語で編まれたシヴァン（シヴァ）教の聖典『ティルムライ』（「栄えある書」）第11編には、6世紀から11世紀にかけて成立したとされるさまざまな作品が収められているが、そのひとつに、パッラヴァ王アイヤディガルを作者とする24詩節からなる「クシェーッティラ・ティルヴェンバー」（「聖地をうたう栄えあるヴェンバー形式詩」）がある。

この作品では全編にわたって、身にせまりくる老醜をやがてはさらすことになることの愚かさ、そんな今こそ、乞食となって大神シヴァンのいますそれぞれの聖地に想いをはせるべきことをみずからの心にいきかせるかたちで王の心情が吐露されている。ときには王自身が自らの思いを1人称で語ることもする(20、22)が、パッラヴァ王自身によるこうした表明は、諸王が出した銅板刻文で、王が何らかの施与をしたことを1人称のかたちで通達する定型文の例をのぞいてはみることでできない特異な例として注目される。

アイヤディガルはのちに、シヴァン教^{ナーヤナル}63聖人の一人に列せられた。同じパッラヴァ王朝期にでた詩聖スンドラル（700年前後）は、『ティルムライ』第7編所収の「ティルットンダットガイ」（「栄えある献身者たちの集録」）に諸聖人の名を列記するなかで「アイヤディガル、カーダヴァル（パッラヴァル、パッラヴァ）の王」(7)としてこの王の名をとどめ、つづくチョーラ王朝期にでたナンビ・アーンダール・ナンビ（11世紀頃か）は、『ティルムライ』第11編所収の「ティルットンダル・ティルヴァンダーディ」（「栄えある献身者たちの栄えあるアンダーディ形式詩」）で、この王が聖人と讃えられるにいたった所以を1詩節で要約した(57)。またこの詩節の内容は、同王朝期のセーッキリヤール（12世紀頃）による『ティルムライ』第12編「ティルットンダル・プラーナム」（「栄えある献身者たちの列伝」）の一章「アイヤディガル・カーダヴァル^{マーン}王聖人伝」の中で、さらに詳細なかたちに敷衍されて今日に伝わることになった。

このようにアイヤディガルは、シヴァン教の世界ではよく知られていた聖人王であるが、他方、パッラヴァ王朝ののこした王統譜や王名刻文等の記録には、アイヤディガルの名は一切みいだされず、またサンスクリットを用いたもしくはサンスクリットに由来するパッラヴァ諸王の名にその対応例をみつけることもできない。タミル語の王名「アイヤディガル」は、「アイ」（「王」もしくは「父」）＋「アディガル」（「[と呼ばれる] 聖者」）の意味に解しうる（後出ナンビの解釈は異なる）ことから、王の信仰に由来する名と考えられ、灌頂即位を前提とする、王の正式名称とはその性格を異にする。これまで王の比定については、文献・刻文各資料を併用する Turaicāmp Piḷḷai (1958) によって、可能な人物としてパラメーシュヴァラヴァルンマン1世（在位7世紀後半）が当てられてきたが、いまだ確証が得られるにいたったわけではない (Zvelebil 1975, p. 137)。

本稿では、王自身の手になる先の24詩節ならびにスンドラル等の上記関連文献を主たる資料とし、また Piḷḷai 同様パッラヴァ王朝期の刻文資料を併用して、問題のパッラヴァ王の比定につき、さらに考察をすすめてみたい。

I

以下にまず、「クシェーッティラ・ティルヴェンバー」の全体(1-24)を訳出・提示し、つづいてナンビの上記作品関連部分、最後にセーッキリヤールによる「アイヤディガル・カーダヴァル王聖人伝」の章末1詩節半(8cd-9)を除く全体と直前の関連部分(「サッティ聖人伝」末7cd)をそれぞれ訳出・提示する。訳文では訳者による最小限の補足、説明をそれぞれ〔 〕、()で示す。また最初の訳文中の各聖地もしくは聖所の位置を示すのにフランス極東学院ポンディシェリ研究所の *Digital Tēvāram* 分類表記を参照した。KVK、KTK、TON はそれぞれカーヴェーリ河北岸とその周囲、同南岸とその周囲、トンダイ地域(王都カーンチャーを中心とする、パッラヴァ王朝の本拠地)をさす。

アイヤディガル「クシェーッティラ・ティルヴェンバー」

元気よく動いていることができなくなるともう、まわりの者たちも
相手にしてくれないというありさまだ。老い先も短くなってしまった。たよりにしている
丈夫な車軸がだめになって、お決まりの「廃棄される」^{アンベラム}ところに行くことにならないうちに
に、よき心よ、
ティッライのシットランバラム(KVK)にこそ行きつけ。1

「カドゥ(ミロバラン)の入った水〔薬〕をくれ」、「来い」、「重湯をくれ」と
しきりに震わせる舌がいうことをきかなくなっていくうちに、灰がだきあわせになった
荒れはてた焼き場^{マッタル}に行くことにならないうちに、多くの館が立ちならぶ南のクダンダイの
キーリュッコッタム(KTK)を讃えていよ。 2

しゃがみこんでは歩き、腰を曲げて片手で杖をたよりにし、
痛みに苦しみ、咳き、おびえ、ゴロゴロと上にあがってきて量がふえて
痰の川が口から溢れ出る^{アイヤール}ことにならないうちに、心よ、
アイヤール(KVK)〔の主〕を〔その〕^{あるじ}口で呼べ。 3

盛りの頃の面影が失せて、何もできなくなるのと同時に疑り深くなって、
その日も近づいて憔悴することにならないうちに、苞が
ひらくカムグ(ビンロウジュ)の花園のあるアールール(KTK)の主のしもべとなって、
下を向くように、〔わしの〕顔が。あわさるように、わしの手が。 4

つる草のような、たおやかな腰つきの〔妃〕が、そのかがやく大きな目から涙落ちて、
〔夫の〕髪をその膝の上におかせたまま、「重湯を
もってきて」と、食事の世話を^{ひとり}する^{ひとりの}女^{メー}にいうことにならないうちに、心よ、
ティルットウルッティ(KVK)の主の足もとに行きつけ。 5

布きれを裂いたひもで足を結んで、その手を縛って、
花づなを頭に飾りつけて、黒い縁どりを〔目に〕ほどこして、上に一枚の
大きな^テさら^イの布をかぶせて、大勢の者たちが泣くことにならないうちに、
ティルッコーディガー(KVK)に至りつけ、おまえは〔ここを〕去って。 6

死んで、あんぐりと口をあけることにならないうちに、無知な心よ、
いそぎ、おまえは祈願する者となり、すみやかに、古きをもとめ²⁾、
南のイダイヴァーイ(KTK)にいますシヴァナール(シヴァン)の御名を
おまえ^{イダイヴァーイ}自身で口にして想え。 7

さわって、さぐって、脈がひとつもみてとれないとなつて、
「惜しい人が亡くなった」といって、ひとが〔しかるべきところに〕置いて、縛って、
「受けとりなされ、長上よ」ということにならないうちに、貧しく無知な心よ、
ネドゥンガラム(KTK)の主の足を想え。 8

朽ちかける小屋みたいなのを捨てて、魂が
漏れ出るとき、おもいもよらないハゲタカが、
かぎまわ^リって、つ^ツつ^ツついて、きれ^イいにかた^ツづけることにならないうちに、カーヴィリ(カ
ーヴェーリ)の南側、
クリッタンダライ(KTK)の主をうたえ。 9

地上あまねく白い傘のもとにおさめて全土を
統治した、冠つける王の富の三倍、かおり、かがやく
花つけるコンドライの花づな帯びる〔主の〕光の
しもべとなつて、物乞いの器を手にして食べていくほうがよい。 10

集まっていた近親縁者が美点をかぞえて、
具合が悪くなっていた体の部分をいたるところ〔妻が〕なぜて〔お別れをして〕からも、
「わたしのゾウ^ナどのに、あ^アあ、あ^アあ、こんなのない」ということにならないうちに、
南のアーナイッカー(KVK)に至りつけ、おまえは〔ここを〕去って。 11

クイル(セグロカッコウ)に似て黒い髪房がコック(ツル)に似て〔真っ白になり〕、咳が
しょ^ッちゅう出ることにならないうちに、心よ、マイライ(TON)の
霊場である、ブンナイ(テリハボク)の茂みをおまえが想う者となつたら、
あ^ビとは、あんぐりと口をあけて虚脱状態でいよ。 12

盛りにあつたのが肺病やみになって、黒髪も
ぼさぼさのプーライ(キワタ)と化して、色つやもおちて、〔あつかう〕焼き場の者たちが
へ^オどを吐くことにならないうちに、心よ、ウンジェーナイ(ウッジャイニー)の

マーガーラム（シヴァン）に手をあわせて、祝福せよ。 13

妻もいたし物もあった家というそれだけ、

〔あれこれ〕言い立てるまわりの者たちの威勢のよさというそれだけ、出来のよい

掘り池の水というそれだけでおしまいにしてだ、心よ、

ヴァライグラム (TON) の主をこそ祝福せよ。 14

目に黒い縁どりの〔化粧をする娘〕たちが忌み嫌うそんなありさまになって、

髪房が白くなって体が前かがみにならないうちに、心よ、

焼き場行きになって大勢で嘆き悲しむといったことにならないように、花のプガールの
サーイッカードゥ (KVK) に手をあわせよ、おまえはよるべとして。 15

注がれた飲める水 2 ナーリに熱を加えて 1 ウリャック (1/4 ナーリ、およそ半リットル)
になったところで

玉子大のさじ 1 杯の油だけまぜて、「あったかくした、

ありがたい飲み薬だから」といってその場で泣かれるようなことにならないうちに、パー
ッチルの

ティルヴァーッチラーマム (KVK) にこそ行きつけ。 16

「亡くなったのはきのう。締めりがなくなって、におって、

駄目になった。体はもちこたえることができないまま死滅した。

じっとしていないで、長上よ、運んでいけ」ということにならないうちに、心よ、

シラーマライ (KTK) の主の足もとにこそ行きつけ。 17

死を悼んで、近親縁者がみな集まって、

祭祀に弔意をあらわして、命を失うことにならないうちに、マリャバーディ (KVK) の

主を、満ちあふれる「不死の霊薬」を、あの日、アヤン（ブラフマー）にもマール（ヴィ
シュヌ）にも〔自分の体の端が〕見えないよう

〔上下に〕長くのびた者を、心よ、想え。 18

ただ想いをいだくように、今すぐにだ、心よ、宿業の数々を、

〔魂を〕ぬきとる機会をうかがう〔死に神〕がやってきて、まぜあわせるようなことにな
らないうちに、コッリダム〔河〕の

南のティルヴァーッパディ (KVK) の主、神々の秘典を 4 つ（イルック、イエスル、サーマ
ム、アダルヴァナムの各ヴェーダム）ともに、

みずからの御口をとおしてうたった者の足に。 19

わしの心よ、おまえに乞うてでもわしは言う、

おまえがきく耳をもつなら、このときをのがさず、猛毒のごとく〔危険〕で、

大きな地響きたてるゾウの皮はいだ者を、豊かなカッチ（カーンチャー）の

イエーガンバム (TON) の主を拝め。 20

手をついて、目がしょぼついて、足ががくがくすると今度は一本の
木〔の杖〕ついて、口をもごもごさせることにならないうちに、城砦を三つともに
火矢で破壊した者、ティルッパナンダールの
ターダガイ・イーッチャラム (KVK) の主の足をこそ讃えよ。 21

よるべとなって三界あわせて統治して、守りおおせて、
不足のない暮らしを得ることになるのも、わしは願わない。〔世の災いとなる〕毒を
飲んで隠しおさめた主のオットリユール (TON) をよるべとして、
物乞いをして食べていることができるなら。 22

あわせて百にもなる幾多の時代、精巧なダイヤをちりばめた白い傘のもとに
〔諸王が〕君臨してきた栄華をおまえは〔もう〕食らないことだ、死に神を蹴った者、
生きているへびを飾り帯にして腰にしめた父への
詠歌の響きをきいた日には。 23

「よくなる薬だ。これを飲みなさい」と、まわりの者たちが、
手をとって、真ん前にあるのをわからせて、その足でそおろっと
起きあがって、咳いて、「わしは要らん」ということにならないうちに、心よ、
栄えあるティルマヤーナム (KTK) にこそ行きつけ。 24

ナンビ「ティルットンダル・ティルヴァンダーディ」

やりを大きな手にもつクマランのよき父、そのいますところすべてを、
絶対自由の境地を、一つ一つのヴェンバーに詠んで、「冠つける王である
そんなことより、老い先いいのは、アラン（シヴァン）のしもべとなって、乞食の生活に
はいること」というのは、
信愛の情〔を満々とたたえる〕海〔、その名も「父（アイ）のしもべ（アディ）」といわれ
るかた〕アイヤディガル、すなわち我らのパッラヴァン（パッラヴァ王）そのひと。 57

セーッキリヤール「アイヤディガル・カーダヴァル王聖人伝」（および直前の関連部分）

（2 詩行略）

大した苦行をなしえた者であったアイヤディガルという
心清きカーダヴァル、その堅固なありようを〔次に〕我々は語ることにする。 7

地上に知れわたるパッラヴァル、その家系につたわる道があらわれて、

末法の過酷な時代をも、敵をも、災いごとがなくなるように抑えて、
セイヤサダイヤール（シヴァン）に発するサイヴァムの御教えによって王国を守護する
アイヤディガル、方策を用いて従わせる、正義の杖をふるう者が、 1

栄光にみちたその名声がひろまるよう、広大な土地にだれもが
その威信のもとに楽しく暮らすよう、他の諸地方に従わせる
定法の教えが勢いさかんになるよう、地上にサイヴァムとともに
ありがたき秘典（ヴェーダム）の道がひろまるよう、王国を守護していた在りし日に、 2

王も〔神に〕奉仕し、〔また〕北の古典、南のタミル〔の古典〕をはじめとする
文芸〔の習得〕に精出しながら、国土を守護するのが常であったが、「王国統治は
楽でない」と難じて、その仕事を若い息子にゆずって、
善きことの教えにかなう尊い献身行為をすすんで護持する者となって、 3

献身のしかるべきありようを守りつつ、海がかこむ世界の中にあって
神々の主が鎮まってくださる聖所となったすべてを
見て、拝んで、尊い献身の務めにふさわしい奉仕をして³⁾、
味わい豊かなタミルの言葉を用いたヴェンバー一つ一つで讃えることになる。 4

たかまる愛をこめて表敬の挨拶をして、大勢の人が集まる、涼感あふれるプリユールの
栄えあるシットランバラムの、踊ることをしてくださるセイヤサダイ
ニルッタナール（シヴァン）の神聖な舞踊を観て拝んで、王は、
望んで正規タミルのヴェンバーからなる優美な花を飾った。 5

そんなやり方で恵みを得て、そこにそのまま数日とどまったのち、
この世界にある大神の神殿をみな訪れて、
まっすぐな信愛の念をこめてひれ伏して、数々御奉仕にふさわしいことをきちんとして、
どんな世界に生きる者もほめたたえる、甘美なタミルのヴェンバーを詠んだ。 6

こうした生き方で、アランの献身者たちが喜びを味わうことのできる奉仕を
多くの日々ずっとしたあと、神の御足のかげのもとに
そのままずっといて、シヴァンの〔天上〕世界にいる代々つづく信愛の徒たちのそばによ
りついたのが、
くずれない壁がかこむ〔王都〕カーンジ（カーンチー）のカーダヴァル・アイアディガラ
ール（アイヤディガル）。 7

頭巾をひろげたコブラを宝石の首飾りよろしく身につけた〔シヴァン〕に詩歌を飾りつけ
た
アイヤディガル・カーダヴァナール（カーダヴァル）のハスの両足に表敬の挨拶をして、
（2詩行略） 8

II

冒頭に述べたとおり、スンダラルの「ティルットンダットガイ」(全11詩節)には、アイヤディガルを含むシヴァ教の聖人たちの名が列記されており、その多くは年代未詳であるが、その配列順に注意してみると、①パッラヴァ王マヘンドラヴァルンマン1世と同時代(Zvelebil p. 139, n. 44)のティルナーヴッカライヤン(アッパル)、同王の子ナラスィンハヴァルンマン1世と同時代(cf. Zv. pp. 139-140, n. 52)のサンバンダン(サンバンダル)、ナラスィンハヴァルンマン1世の曾孫であるラージャスィンハと同時代(Zv. pp. 141-142, n. 77)の作者アールーラン(スンダラル)の名がこの順(それぞれ4、5、11。数字は詩節番号)に記されていること、②作者と関わりの深い人物(6 友人カリヤリットル・アリヴァーン(Zv. p. 142, n. 82)、7 養父ナラシंगा・ムナイヤライヤン(Zv. p. 142)、9 王カリヤルシガン(=ラージャスィンハ、正信 2010 参照)、9 養女の父コートプリ(DT、V. M. Subramanya Ayyar 訳注参照)、11 父サダイヤン、母イサイニャーニ)、またカリヤルシガンと同時代と考えられる人物(9 セルットゥナイ、11 プーサル、それぞれ正信 2010, 2013¹参照)への言及がともに作品の後半に集中していることから、作中の諸聖人の配列はおおむね年代の古い順になされたことが推測され、「サンバンダン」(5)と「カリヤルシガン」(9)の間に位置する「アイヤディガル」(7)は、サンバンダンと同時代のナラスィンハヴァルンマン1世以降、マヘンドラヴァルンマン2世、パラメーシュヴァラヴァルンマン1世、ラージャスィンハ(=カリヤルシガン)とつづくパッラヴァ諸王のうち、最後の王を除いたいずれかを指したものと考えることができる。

この前提のもとに考察をすすめた場合、筆者はアイヤディガルをパラメーシュヴァラヴァルンマン1世に比定するのが最も妥当であると考え。この点を、以下の4つの視点から論述する。

(シヴァ教) アイヤディガルのシヴァ神への揺るぎなき帰依の念は、その作品から十分に窺い知れるが、「聖人伝」は、彼が現職の王としても「サイヴァムの御教え」(caivat tirunerī 1) すなわちシヴァ教に依拠して国土を統治していたことを伝える。

パラメーシュヴァラヴァルンマン1世(以下P)は、①その王名「パラメーシュヴァラ(「至上の主宰神」シヴァ)を鎧とする者」が示すとおり、「至上のシヴァ信徒」(paramamāheśvara Vu9)と讃えられ、しばしばシヴァ神そのものに比された(Kū19, R5, P3, Ka57-58)こと、②みずから造営したと考えられるシヴァ神祀ヴィディヤーヴィニータ・パッラヴァ・パラメーシュヴァラグリハ(「パッラヴァ〔王〕ヴィディヤーヴィニータ(「学問によって薫育された者」、おそらくPの飾り名)によるシヴァ祠堂)に村落を寄進している(Kū49-55)ことから、王のシヴァ教との結びつきを否定することは難しい。他方、ナラスィンハヴァルンマン1世(以下N)、マヘンドラヴァルンマン2世(以下M)については、同様の結びつきを示唆する証拠は得られず、Nの場合はかえって、ヴィシュヌ寝殿を創建したこと(Ci16-17)、その地がのちに「マハーマッラ(「巨大な闘士」、Nの飾り名)の町」と呼ばれるヴィシュヌ信仰の聖地となったこと(正信 2013²、1節参照)など、ヴィシュヌ教と結びつく要素が認められる。

(定法等)「聖人伝」は、王がシヴァ教への依拠とあわせて、「定法の教え」(tarumanerī 1)

や「ありがたき秘典の道」(arumaraiyiṇ turai 1)といった、北方起源の正統バラモン教で重視される定法秩序(ダルマ)あるいはヴェーダ教学の確立に意を用いたことを伝える。

パッラヴァ諸王の出した銅板刻文類の中には、Mに特徴的な事績を述べるかとおもわれる次の例がある——「マヘーンドラ(大神インドラ)のごとく、よく財を成したマヘーンドラヴァルンマン、身分と生活様式にかかわる定法をたくみに用いた者」(mahendrasyēva suracitasampado mahendravarmanṇah supraṇitavarṇṇāśramadharmmasya Kū17-18)、「・・・マヘーンドラヴァルンマン、この〔王〕のときから、神々や再生身分の者(バラモン)たちにむけて功德を積む、〔定法にかなう〕行為が大層ふえ、寄進者の〔設けたバラモン〕教学院も〔大層さかえる〕ことになった。」(...mahendravarman yasmāt prabhra(r)ty alam avarddhata dharmmakarmma devadvijanmaviṣayaṃ ghaṭikañ⁴⁾ ca datu[ḥ] Ka55-56)。最初の例では、定法を具体的にどのように「用いた」のかは述べられないが、Mが定法秩序の確立を国策としたこと、またもう一つの例では、Mの時代に、聖職者の奉仕する神殿、それにヴェーダ教習所として機能する教学院など、宗教施設にかかわる寄進行為が盛んにおこなわれたことがそれぞれみてとれる。一方、N、Pについては、定法等との結びつきを示唆する同様の証拠は得られないものの、先の例に「この王のときから」とあることを考慮すれば、MにつづくP(さらにはラージャスィンハ。同王帰属刻文における「定法の勝利」の寿ぎについては、正信 2013³参照)の時代にも、宗教施設にかかわる寄進行為が奨励されていた(前項②シヴァ神祀の例、またこれに関連して、ヴェーダを伝承するバラモンたちへの土地贈与の例 Kū70-71, 75-76 cf. Piḷḷai p. 181)ことは否定されない。

(文芸) アイヤディガルが、パッラヴァ王統にあつて笑劇作家マヘーンドラヴァルンマン1世以来の文人王であることはその作品の存在から明らかであるが、「聖人伝」は、王が「北の古典」に「南のタミルの古典」つまりサンスクリット、タミル双方の古典やその言語を技芸(kalai)のたしなみとして学んだことを伝える(3)。

Pに帰属するクーラム銅板刻文は、その作者がサンスクリットの多種多様な韻律を駆使して、Pとチャールキヤ王との間で繰り広げられた戦闘の模様を活写する一種の文学作品であり、パッラヴァ諸王に帰属する従来の銅板刻文の定型を打ち破るものとして画期的な意味を有する。Pは、同刻文の中で、「詩を愛好する者」(priyakāvya kū20)と、また文芸に限られるわけではないが、「技芸の楽しみに通じた者」(caturah kalāvilāse kū21-22, cf. Piḷḷai p. 181)と記され、また「学問によって薫育された者」(前々項②)との別名を有することが示唆される(マヘーンドラヴァルンマン1世、ラージャスィンハのこれに類した別名はそれぞれ「常々薫育された者」(nityavinīta LL 外第1柱中央、Ma16)、「〔備えるべき〕美德の面で薫育された者」(guṇavinīta RRno. 25, 19, no. 26, 3)。N、Mの場合、「聖人伝」の先の記述に一部対応するような同様の記録は見当たらない。

(溜め池) 溜め池の築造は、パッラヴァ王に課された、国土保全のための重要な事業であったと考えられる。マヘーンドラヴァルンマン1世は、王都カーンチーの西北にみずから名を冠したマヘーンドラ・タターカ(「マヘーンドラ〔王〕の溜め池」)を造らせたことが同時代の刻文に示唆されている(Mah)が、アイヤディガルもまた王として、「出来のよい掘り池」を造らせていたことが、その作品(14)からよみとれる。

前項にみたP帰属刻文のタミル語で記された部分には、王都の近辺、パーラール河からパラメーツチュラ・タダーガム(「パラメーツチュラ(パラメーシュヴァラ)〔王〕の溜め

池」 Kū78-79) にむけて引かれた水路への言及があり、王の名を冠するこの池が、先の「出来のよい掘り池」に相当する可能性は否定されない。N、Mについては、同様の可能性を示唆する記録は見当たらない。

以上考察したところから、問題のアイヤディガルはPに比定するのが最も妥当であり、これによって Pillai の見解の正しさが確かめられたと考える。結論の補足として、①仰ぐべきシヴァ信徒として自身の養父、養女の父といった縁者や友人から当時の王ラージャシンハにいたるまで、周囲の人間の名を数多く並べあげるスンダルが、その過程で、「至上のシヴァ信徒」(本節第1項)と讃えられた(、いまだ存命であったかもしれない)先王Pをさしおくということは考えにくいこと、②先の考察でもう一つの可能な選択肢であるM(第2項)の場合、その在位年数は、N、Pに比べてかなり短く(研究者の概算で数年、長くて10年ほど)、そのこともあってか、パッラヴァ王統譜の文脈で、Mについては、記録すべき事績の省略(U16)や言及そのものの脱落(Ve17-21)がみられるなど、王朝史の中でこの王の存在感は希薄(Pillai もMについては比定の対象として全く考慮していない)で、アイヤディガルの作中にうかがえる、落ちゆく身の嘆き(1)、自身のそれを含むであろう、過去の栄光への追想(10, 22, 23)、また「聖人伝」のいう「栄光にみちたその名声」(tirumaliyum pukaḷ 2)、「その威信」(perumai 2)をMに帰すことにはやや無理があるようにおもえること、の2点を付記する。

「聖人伝」によれば、アイヤディガルが後事を託したのは「若い息子」(eḷil kumaran 3)であり、上の結論にしたがえば、それはラージャシンハということになる。ラージャシンハは、王都のラージャシンハ神祀はじめ領内各地のみずから造営したシヴァ神祀などに、たとえば「アティラナチャンダ(=ラージャシンハ)が諸侯の主としてこのアティラナチャンダ神祀をつくった、ここで〔妻〕ギリタナヤー(ウマー)、〔息子〕グハ(クマーラ)、供まわりの衆とともに、パシュパティ(シヴァ)が一定のくつろぎの時をすごせるように〔と〕。」(atiraṇaṇḍaḥ patir avanibhujām atiraṇaṇḍeśvaram idam akarot /iha giritanayāgahagaṇasahito niyatakr̥taratir bhavatu paśupatiḥ //A5)とあるような、間に幼いクマーラをはさむかたちにその両親を配する、いわゆるソーマースカンダ(「ウマー、スカンダ(クマーラ)をとまなう〔シヴァ〕」)形式の図像を彫らせて拝ませた。ナンビのいう「クマラン」(kumaran 57)の名のとお



ソーマースカンダ
マヒシャースラマルディニー石窟祠堂

り、シヴァ神の勇猛を受け継ぐ「息子」であるこのクマーラに王がみずからをなぞらえていたことは、同王に帰属する刻文に、その父である先王を同じ名のシヴァ神に(第1項)、王をその息子クマーラにそれぞれなぞらえる描写:「パラメーシュヴァラから、あたかもスブラフマニヤ=クマーラ=グハがパラメーシュヴァラ(シヴァ)からそうしたかのごとく生をうけたのが・・・栄えあるアティヤンタカーマ(=ラージャスィンハ)」(subrahmaṇyaḥ kumāro guha iva paramād īśvarād āttajanmā ... śrīmān atyantakāma[h] R5、また P3) がみられることから十分考えられる。ソーマースカンダ諸像にひととき大きく彫り出されたシヴァの偉容は、後事を託された若き王子「[その名も「萌えでる若芽」、] タルナーンクラ(=ラージャスィンハ)」taruṇāṅkuraḥ G7=Dh7) の、シヴァに身をささげた父アイヤディガルに寄せるかぎりなき追慕の情のあらわれかもしれない。⁵⁾

注

- 1) 本稿で使用するテキストとその略号は以下のとおりである。略号につづく、no. 表示以外の数字はテキスト該当箇所の識別番号を示す。

(タミル語文献テキスト)

アイヤディガル

クシェーッティラ・ティルヴェンバー

Cuvāminātat Tampirāṇ Cuvāmikaḷ (ed.), *Paṭiṇṇrān Tirumurai* (commentary:

Ci.Aruṇai Vaṭivēlu Mutaliyār), Mayilāṭuturai 1995, 5. Cettirat Tiruveṇṇā
スندگانラル

ティルトンダットガイ *Digital Tēvāram (DT)*, Mūvar Tēvāram (based on PIFI
edition) 7.39 (1997, 2002)

ナンビ・アーンダール・ナンビ

ティルトンダール・ティルヴァンダーディ *Project Madurai ETexts (PME)* no.127.
pdf (2001)

セーッキリヤール

ティルトンダール・プラーナム *PME* no. 227. pdf (2005)

(サンスクリット刻文テキスト)

マヘーンドラヴァルンマン 1 世帰属

ラリターンクラ石窟祠堂王名刻文: LL *South Indian Inscriptions(SII)* 12,
no. 8, plate

マーマンドゥール石窟祠堂刻文: Ma *Inscriptions of the Pallavas* (T. V. Mahalingam, *IP*), no. 26

マヘーンドラヴィシュヌ祠堂刻文: Mah *IP*, no. 24 cf. Saxena 写真画像

パラメーシュヴァラヴァルンマン 1 世帰属

クーラム銅板刻文: Kū *SII* 1, no. 151; *SII* 2, plates 11-12

ヴンナ・グルヴァパーレム銅板刻文: Vu *IP*, no. 45

ラージャスィンハ帰属

アティヤンタカーマ刻文群（ラージャスィンハ帰属とすることについては、正信（2009）参照）

アティラナチャンダ石窟祀堂刻文：A *Epigraphia Indica*(EI) 10, no. 23-24, plate, nos. 25-26

ガネーシャ・ラタ岩石祀堂刻文：G EI 10, no. 20, plate

ダルマラージャ・マンダパ石窟祀堂刻文：Dh EI 10, no. 21, plate

ラージャスィンハ神祀刻文：R SII 1, no. 24

ラージャスィンハ神祀王名刻文：RR SII 1, nos. 25-26（各王名の冠称 *śrī-*（「栄えある」）は本文で省略）

パナマライ祀堂刻文：P EI 19, no. 18, B cf. G. Jouveau-Dubreuil, *Pallava Antiquities*, London 1916 (New Delhi 1994), Plate I. (Google books から検索)

ナンディヴァルンマン 2 世帰属

ウダイエーナンディラム銅板刻文：U *Indian Antiquary* 8, pp. 273-284, plate

カーサックディ銅板刻文：Kā SII 2, no. 73, plate

ナンディヴァルンマン 3 世帰属

ヴェールールパーライヤム銅板刻文：Vē SII 2, no. 98, plate

ヌリパトゥンガ帰属

シットルール銅板刻文：Ci IP, no. 152

（タミル語刻文テキスト）

パラメーシュヴァラヴァルンマン 1 世帰属

クーラム銅板刻文：Kū 上記参照

- 2) 当該注を参照し、*māṇṭuvāy* (a 頭), *vēṇṭuvāy* (b 頭) に応ずる *pāṇṭavāy* (b 末) を *paṇṭu + avāvi* の意味でよむ。
- 3) *ceyta* を *ceytu* の意味でよむ。
- 4) 特異語形 *ghaṭikam* (女性形 *ghaṭikā* でなく) を、合成語形 *ghaṭikā-ālayam/-sthānam* を予想した中性転化とみたうえで、これと *datur* の相応を Kielhorn の解釈 (p. 351 ‘the king’s *ghaṭikā*’) にしたがってよむ。
- 5) パッラヴァ王が自身の肖像とあわせて父王のそれを彫らせたと考えることのできる例として、王名標の教える (Sastri 1926) マヘーンドラ (子マヘーンドラヴァルンマン 1 世)、スィンハヴィンナ (父スィンハヴィシュヌ) それぞれの彫像がマーマッラブラムのアーディヴァラーハベルマール神殿にのこされている。

参考文献

- F. Kielhorn, “Epigraphic Notes. An unknown meaning of *ghaṭikā*”, *Nachrichten von der königlichen Gesellschaft der Wissenschaften zu Göttingen, Philologisch-historische Klasse*, Göttingen 1900, pp. 349-354 (*Kleine Schriften* I, ed. W. Rau, Wiesbaden 1969, pp. 405-410).’
- H. Krishna Sastri, *Two statues of Pallava kings and five Pallava inscriptions in a*

rock-temple at Mahabalipuram, Calcutta 1926 (Delhi 1991).

Auvai Cu. Turaicāṁip Piḷḷai, *Caiva ilakkiya varalāru* [*A history of Tamil literature: Caiva literature*], Annamalai Nagar 1958, 4. Aiyāṭikaḷ Kāṭavarkōṇ (pp. 177-186).

K. V. Zvelebil, *Tamil literature*, Leiden/Köln 1975.

正信公章「ダルマラージャ・ラタ岩石祀堂刻文について」『アジア学科年報』3 (2009), pp. 1-8

正信公章「カリヤルシンガルについて」『アジア観光学年報』11 (2010)、pp. 67-74

正信公章「石と想念—「プーサラル聖人伝」のパッラヴァ王をめぐって—」『アジア観光学年報』14 (2013¹)、pp. 81-87

正信公章「都市名称「マーマッラブラム」について」追手門学院大学国際教養学部アジア学科編『アジアの都市と農村』和泉書院 2013²所収、pp. 89-99

正信公章「パナマライ祀堂刻文における定法の寿ぎについて」『アジア学科年報』7 (2013³ 刊行予定)

http://www.ifpindia.org/ecrire/upload/digital_database (Digital Tēvāram)

<http://www.projectmadurai.org> (Project Madurai)

<https://picasaweb.google.com/106869512133472676996/Mahendravadi#5530145890151115986> (S. Saxena 2010/10/15 Mahendravadi)

なお、本文中に使用した写真は、2008年3月に筆者が撮影したものである。

追記

資料 (Piḷḷai 論考) の入手にあたって、追手門学院大学附属図書館の乾武司氏に特段の御尽力をいただいた。記して御礼申し上げたい。